

平成20年7月17日

各 位

会 社 名 株式会社タカトリ
代 表 者 名 代表取締役社長 駒井 幸三
(コード番号 6338 大証二部)
問 合 せ 先 執行役員管理本部長
大西 正純
(TEL 0744-24-8580)

中国合弁相手企業及び合弁会社に対する仲裁申立に関するお知らせ

当社は、中国における合弁相手企業である上海和鷹機電科技有限公司（以下「上海和鷹」という。）及び関連会社である合弁会社の上海高鳥機電科技有限公司（以下「上海高鳥」という。）に対する仲裁申立を中国国際貿易仲裁委員会上海分会（以下「仲裁委員会」という。）へ提出し、正式に受理されましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 合弁会社の出資額及び同比率の経緯について

2004年4月に当社は、中国深圳盈寧科技有限公司（以下「盈寧社」という。）と服装自動裁断機の製造・販売を目的に、合弁形式で現地法人「上海高鳥」を設立いたしました。設立当初における合弁会社の登録資本は、105万米ドルであり、出資比率は当社が90%を保有し、盈寧社が10%を保有していました。

2007年5月に上海和鷹は、盈寧社が保有する10%の出資持分を譲り受け、かつ、同年7月に合弁会社に対して95万米ドルを増資したことにより、合弁会社の登録資本は、200万米ドルに変更され、出資比率は当社が47.25%を保有し、上海和鷹が52.75%となりました。また上海和鷹の法定代表者である尹 智勇氏は、合弁会社の董事長及び総経理を兼任しており、実際に合弁会社の経営管理を支配していました。

2. 合弁相手企業に対する仲裁申立について

(1) 上海和鷹の概要（被申立人）

- ①商 号：上海和鷹機電科技有限公司
- ②所 在 地：上海市閔行区莘浜路89号3304座E2室
- ③法定代表者：尹 智勇

(2) 仲裁申立の原因及び申立に至った経緯

上海和鷹は、2007年7月以降その絶対持分を支配する出資者としての地位を利用し、また上海和鷹の任命派遣する現任の合弁会社の董事長及び総経理である尹 智勇氏を通じ、みだりに「上海高鳥合弁契約」（以下「合弁契約」という。）に違反する行為を行ったことから、合弁会社及び当社の適法な権益を著しく損ない、これにより合弁双方当事者間の信頼関係について修復不可能な破壊がもたらされ、客観的に当社と上海和鷹には、既に合弁会社の共同経営を継続するすべがなくなり、また「合弁契約」の根本的な目的もまた実現するすべがなくなりました。

2007年12月に当社出資持分の全部を上海和鷹へ譲渡する旨の通知を送付いたしましたが、所定の期限を経過しても何ら回答がないため、当社は仲裁委員会へ仲裁申立を提出いたしました。

(3) 主な申立請求の内容

- ① 「合弁契約」を解除し、合弁会社の清算を実施するよう採決すること。
- ② 権利侵害行為を実施することについて、直ちに停止するよう採決すること。
- ③ 弁護士費用等の実費及び本件仲裁費用を上海和鷹が当社に支払うよう採決すること。

3. 合弁会社に対する仲裁申立について

(1) 上海高鳥の概要 (被申立人)

- ① 商号：上海高鳥機電科技有限公司
- ② 所在地：上海市閔行区友東路 38 号 3 号工場建物
- ③ 法定代表者：尹 智勇

(2) 仲裁申立の原因及び申立に至った経緯

当社は、合弁会社と 2004 年 5 月 18 日付で「技術ライセンス契約」(以下「技術契約」という。)を締結して、当社が所有する服装自動裁断機の製造技術を合弁会社へライセンスしております。上海和鷹が盈寧社から合弁会社の出資持分を譲り受けた後においても、当該「技術契約」の効力について 2007 年 4 月の「合弁契約」により確認されました。

合弁会社は、上海和鷹が出資者となる前において、一貫して「技術契約」の約定を厳格に遵守し、関連契約義務を確実に履行していましたが、遺憾なことに上海和鷹が合弁会社の出資持分を支配するようになった後、合弁会社は「技術契約」の約定を無視し、ロイヤリティーの支払停止等、「技術契約」に違反する行為を度々と実施し、双方当事者の信頼関係を重大に損なっており、「技術契約」を正常に履行するための基礎をなくしただけでなく、「技術契約」を継続的に履行するとなれば、当社に対してさらに損害をもたらす可能性があります。当社の法的権益を維持し、更なる損害の発生を避けるために、当社は仲裁委員会へ仲裁申立を提出いたしました。

(3) 主な申立請求の内容

- ① 2007 年 1 月 1 日から「技術契約」の解除日迄に支払うべきロイヤリティー及び支払遅延により負担すべき損害賠償金について、合弁会社が支払うよう採決すること。
- ② 「技術契約」を解除するよう採決すること。
- ③ 直ちに本技術の使用を停止し、全ての技術資料を返還し、かつ当社が同意する方式により服装自動裁断機製品(完成品及び半完成品を含む)を処理するよう採決すること。
- ④ 弁護士費用等の実費及び本件仲裁費用を合弁会社が当社に支払うよう採決すること。

4. 今後の見通し

現時点におきましては仲裁委員会に受理されて間もありませんので、当期の当社業績に与える影響については未定ですが、状況が明確になり次第、遅滞無く適時開示させていただきます。

以上